

令和 8 年 第 8 回教育委員会 会議録

日 時	令和 8 年 7 月 6 日（月） 午前 1 0 時 0 0 分～午後 0 時 1 0 分
場 所	永守重信市民会館 第 1 会議室
出席委員	山本教育長、松本委員、中野委員、畠山委員
事 務 局	教育部長、教育部副部長兼学校教育課長、文教課長、教育監兼総括指導主事、学校教育課担当課長兼総括指導主事、学校教育課主幹兼総括指導主事、教育部主席課長兼生涯学習課長、生涯学習課スポーツ担当課長、生涯学習課主幹、文化資料館担当課長、図書館長、中央公民館長、天文館長、文教課主席係長兼教育総務係長、文教課主査
議 題	委員会諸報告
傍 聴 者	なし
教育長	開会宣言
教育長	会議規則の規定により、第 7 回会議録の承認について諮る。 (全員異議なし)
教育長	会議録は承認された。 本日はまず、委員会諸報告として、「向日市議会令和 8 年第 2 回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について」報告願う。
事務局	— 向日市議会令和 8 年第 2 回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について — (資料に沿って概要を説明) 【質疑等】
委員	自転車の交通安全対策について、資料に記載のあるとおり 4 月から青切符が導入されたが、それに伴って教育や指導の内容を変えたり、検討したりはされているのか。
事務局	今回の改訂を受けて、学校で指導内容の変更について検討をすることは ないが、向日町警察署や J A F 等を講師として招いているため、そちらで 改正を踏まえた対応をしているというふうに聞いている。
委員	給食を喫食していない児童への支援についてであるが、支援について

	の調整を行っているのは、どういう場合を想定してのものか。アレルギーがあり給食を食べられない子がお弁当を持参する場合の支援のことか。
事務局	まず、給食費の抜本的な負担軽減という国からの財政措置の中で、非喫食者については各市町村で取り扱いが異なるため、対応は市町村に委ねるということで国からの指示がある。 本市では、米と牛乳は給食費徴収規則の中で単価を定めているため、アレルギーの場合は返金対応している。今回、非喫食者に対する給付金については、その分について返金対応するよう考えている。また、不登校の児童生徒がやむを得ず給食を食べることができない場合も、対象にする方向で検討している。
委員	現在、どのぐらいの人数が非喫食者に該当しているのか。給食の一部のみ食べられない、全部食べられないなど。
事務局	資料を確認する。
委員	アレルギーで食べられない子の人数はわかるか。
事務局	それについても資料を確認する。
委員	返金対応について、今までは給食費を徴収した中から米、パン分を返すということかと思う。今回は初回のため徴収していないが、その場合でも米、パンに相当する分を支給することになるのか。
事務局	現在は検討段階だが、パンや牛乳の非喫食分を支給するというような形で考えている。 先ほどの質疑のアレルギー対応についてであるが、小学校でアレルギーの児童が279人おり、除去食の対応は79人である。
委員	資料4ページ目の、ラーニングコモンズとはどんなものか説明していただきたい。
事務局	ラーニングコモンズとは、もともと大学教育で生まれた言葉である。静かに本を読むという図書館だけではなく、一定の広さを確保し、共同学習ができたり、インターネット等を使用できたり、そこで学びが行われる空間を指しているものとして、ラーニングコモンズと呼ばれている。ただ、学校現場の中でそういう広さの確保は難しいため、機能として、そういっ

教育長 事務局	た学びの空間としても、今後活用を図っていききたいという回答をしている。 次に、「令和7年度 いじめ調査の概要について」報告願う。 — 令和7年度 いじめ調査の概要について — 「1 認知、未解消、解消の件数について」であるが、令和6年度からやや減少している。ただ、減ったから良いというわけではないため、引き続き、小さなことでも嫌な思いをしたという事実を広く捉えながら、未然防止・早期対応に努めてまいりたい。 続いて、「認知・解消件数の経年（年間）」についてであるが、令和7年度はやや減少したが、全体としては新型コロナウイルス感染症に大きく影響を受けた令和2年度を除いて、ほぼ同じような状況で推移している。 続いて、「学年別認知件数（年間）」について。令和7年の特徴として、小学校2年生、3年生の認知件数が令和6年度よりも少なくなっている。特に2年生については、令和6年度が多かったため、昨年度は大きく減少している。小学校4年生から6年生の認知件数がやや多くなっている。年度ごとによって学年ごとの状況は変わるが、こちらの認知件数の多い少ないにかかわらず、一人一人の児童の状況をしっかり見取り、児童が安心して登校できるよう指導をしていきたいと考えている。 続いて、「2 未解消の状況について」であるが、2回目の追跡後、未解消の要指導が小学校で3件ある。「要指導」は聞き取りの時点で3件とも改善はされているが、完全にはなくなっていなかったということであるが、きちんと指導して解消している。ただ、今年度、学年が上がっても学年自体で同じような人間関係にあるため、継続して見守るようにしている。 続いて、「3 いじめの態様」について。認知件数全体が減っているためその態様も減っているが、唯一、小学校において「⑧パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」というのが少し増加している。ラインやインスタグラムなどのSNS上のいじめは内容が拡散しやすく見えにくいものであるため、今後も小中学校で情報モラル教育等をしっかり進めていきたいと考えている。令和8年度については、6月から1回目のいじめ調査が行われている。 【質疑等】
委員	「3 いじめの態様」の①の場合、相手のことが好きでからかってしまうことは、小さい子にありがちだと思う。その観点から、言ってしまった児童の気持ちも考えて指導をしてもらえたらと思う。受け取る側も、本当は自分のことを好きで言ってしまったということを理解できるような、気

	持ちを汲んだ指導をしてほしい。
事務局	嫌な思いをしたらいじめとして認識するため、その時点で、お互いに聞き取りを実施する。「なんでこんな風に言ったの」とか、「どういう気持ちやったの」とか、正直な気持ちを伝えると、嫌な思いがなくなったりすることもあるが、そういう風に幅広く捉えるという観点から、こういう質問で指導をしているところである。
教育長	次に、「令和８年度 留守家庭児童会夏季入会児童数について」報告願う。
事務局	— 令和８年度 留守家庭児童会夏季入会児童数について — 今年度の夏季入会の期間は、令和８年７月２１日から８月２４日まで、平日午前８時３０分から午後３時までとしている。対象児童は市内在住の１年生から４年生までである。夏季入会の申請受付は、令和８年６月１日から６月５日までの期間に実施した。 その結果、今年度は夏季入会児童数については、合計４０名となった。昨年度の３７名から３名追加である。 資料１ページの学年別入会児童数の表を見ると、今年度は３、４年生の高学年層が全体の６割以上を占めている。これは、普段は留守番できるが、長期期間中のみ預けたいという需要の現れではないかと考えている。今後もこの夏季休暇期間においては、こうした高学年層のスポット的な入会人数が一定数継続するものと予想している。 次に、通常入会を合わせた全体の状況であるが、夏季入会は微増した一方で、ベースとなる通常入会の児童数は、昨年度の８７６名から、今年度は８３９名と、３７名減少している。 以上のことから、今後の施設運営においては、長期休暇時における高学年ニーズの対応や、全体的な児童数が減少傾向にあることから、今後も通常入会を中心に児童会全体の利用需要が緩やかに減少していくものと見込んでいる。 【質疑等】
委員	普段は子どもが学校に行っている時間だけ働いてるという保護者も結構いらっしゃると思うが、そういう方で、夏休みは預けたいという場合、基準の週１０時間に満たない方は入会できない状態なのか。例えば、夏休みの週３日だけ働いている方でもその間は預けたい方もいらっしゃると思うため、もし入会できないのであれば仕事ができない状態かと思う。そういう方からの要望や、対応策はあるか。

事務局	夏季入会の基準についても、特に基準を下げて受付をしているということはないため、通常入会と同じような基準を設けている。
委員	入会基準から漏れてしまって入会できない状況で、でも仕事もあるしという方の要望はないか。
事務局	そういう方については、受入れは現在していないが、案内としては、例えば図書館の自習室で時間を過ごしていただくとか、そういった対応をしている。ただ、入会の基準については一定の線を引かせていただいている状況である。
委員	知り合いでそういう方がいらっしゃったので、ほかにもそういう方がどの程度いらっしゃるのか気になった。今後、基準を下げることも検討いただければ、より助かる方が増えるかと思う。
事務局	基準に満たない方について、もう少し子どもの数が減ってきたときには改めて考えていかないといけないと思うが、今はまだ緩やかに減る傾向である。基準を下げて入会しやすくすると、どっと増えてしまうというところがあり、児童会の入所者数の減少の様子を見ながら考えていけたらと思っている。
教育長	次に、「年間入館者数について（図書館・天文館・文化資料館・文教課）」報告願う。
事務局	— 年間入館者数等について（図書館） — 入館者数についてであるが、図書館の場合は、実際に貸出し券を利用された件数というのがメインになるため、そちらから説明させていただく。 まず実際の貸出し点数は、令和 7 年度は 2 5 万 6, 2 6 3 点、貸出者数は 8 万 1, 4 7 7 人と、前年度と比べて若干減少傾向にある。 そして、貸出しされる方の中で多くを占めているインターネットサービスでの予約件数は、昨年度と比べて若干下がっており、2 万 3, 9 1 0 件。窓口での予約件数が 5, 0 1 5 件で、館内の利用者端末を使用した申込みが 4 4 9 件。合計 2 万 9, 3 7 4 件と、貸出しの 8 割を占めている。 続いて、電子書籍サービス「向日市どこでも図書館」の利用状況であるが、こちらは令和 6 年 1 1 月から運用が始まり、令和 7 年度は、一般図書で 1, 5 9 3 点、児童図書で 6 5 点、オーディオブックで 2 6 点。合計 1, 6 8 4 点の貸出し件数がある。内容としては、一般図書が 2 6 7 点、児童図書扱いが 4 6 9 点で、7 3 6 作品がある。利用されている実際の利

	用者数は725人で、利用回数が6,713件と、こちらは前年度よりも増えている。 実際に図書館に来て本を借りられる方だけが図書館利用者というわけではない。貸出しはしないけれども、静かな環境、涼しい環境で読書をしている方や、朗読会やお話し会などの催し物を楽しみに来られる方など。こちらは昨年度461名の参加があり、自習席の利用も昨年度で約3,200名の利用があった。 そして、来館しなくても利用できる電子書籍サービス「向日市どこでも図書館」を利用される方もいる。利用者の利便性を考え、イオンモール京都桂川に設置したブックポストも、昨年度は108回の回収があり、1万869冊、1回に約100冊の返却の利用があった。 もちろん図書館に来られて、図書館の空間を楽しまれる方、子どもさんを連れてたくさん本を借りられる方、そして図書館にはなくてもサービスを受けられる電子書籍を利用される方に向けて、より充実したサービスを提供していきたいと考えている。
事務局	— 年間入館者数等について（天文館） — 天文館の入館者総数は、天文館事業参加数、プラネタリウム観覧者数、ロビーのみの入館者数等を合計したものである。 下のグラフは、緑色が天文館事業参加数、黄色がロビー入館者数、そして右側の水色がプラネタリウム観覧者数であり、その内訳として、大人、小中学生、幼児としている。 折れ線グラフが、年間総入館者数である。令和5年度を頂点として、令和6年、令和7年と少し減少気味であるが、これについては空調機器の故障などでプラネタリウム投影自体を休止しなければならない期間があったことや、空調機器更新のための休館日によって一般投影観覧者数や団体利用者数が減少したためである。 また、令和7年度は天文館事業の中身を見直して、6事業を減らしたことや、4つの事業については、在勤在学の方以外の市外在住者から入館料をいただくことになったことなどが要因として考えられる。前年度と比較して、1,503人減少して17%減少となった。 今後はプラネタリウム事業や、定例天体観望事業などを中心として向日市天文館でないとできない、地域に密着した事業の展開を行い、今まで以上に生涯学習の場としての役割を考えてまいりたい。
事務局	— 年間入館者数等について（文化資料館） — 令和7年度の年間入館者数は1万4,396人であり、開館日数295日、1日平均あたりの入館者数は49人である。全体的には令和6年度と比較して、0.7%の増である。こちらの基準については、コロナ禍で入

	館者数が落ち込んだ令和2年度と比較しても、約45%、令和3年度と比較しても、41.7%の増となっている。コロナ禍に該当する令和2年度では1,146人まで落ち込んだが、現在はコロナ禍前の水準にほぼ戻ってきた。 平成8年、9年頃には1万9,000人の来館者があったことから、今後においてもさまざまな企画を試み、入館者数を増やして文化資料館に足を運んでいただき、向日市の文化と歴史を市内外に広めていきたい。 なお、入館者数については、文化資料館の事業以外にもさまざまな要因があり、実際に文化資料館が展示を主催する以外の要因も考えられるが、来館者数のカウントとしては今申し上げたことをご報告させていただく。 — 年間入館者数等について（文教課） — まず、資料上段の表とグラフ、史跡長岡宮跡(朝堂院公園)の来訪者について報告する。令和2年度から4年度まではコロナ禍のため、来訪者は4千人台と、以前と比較すると少ない状況であったが、新型コロナウイルス感染症の5類移行の影響もあり、令和5年度からは6千人台まで回復し、令和7年度も令和5年、6年度と同程度の来訪者数となった。 次の表とグラフの、復元体感アプリケーション「AR長岡宮」についてである。これは、朝堂院公園や大極殿後援など、6つの史跡エリアで、長岡宮の建物、建築物、あるいはゆかりのある人物などが、スマートフォンやタブレットの画面上に出現し、当時の長岡宮を体験できるアプリである。iOSでの利用者数というのは新規ダウンロード数であるが、令和7年度には、5,235人となった。これは、GIGAスクール構想による児童生徒への一人一台端末配布によって一気に利用者数が増えた令和3年度、4年度の端末の更新によって、令和7年度も一気に利用者数が伸びたものであるが、今後はこれ以前の水準になっていくと思われる。 一番下の表の復元体感アプリケーション「墳タビ！物集女車塚古墳」についてであるが、これは物集車塚古墳で現存当時の古墳が目の前に存在しているかのような体験ができるアプリである。iOSでの利用者数について、令和7年度に5,095人で、こちらもGIGAスクール構想で配布された端末が更新されたことによって増加したものである。今後はそれ以前の水準になると思われる。 【質疑等】
委員	図書館の利用者数等の状況について、結構な減りがあるように見えるが、電子書籍サービスの利用が一因であるように思う。それを加味しても、やや減少傾向かと思うため、その点について何か検討していることがあれば教えてほしい。

事務局	令和３年度はコロナ明けで３０万点近くの貸出し点数があったが、そこから徐々に利用が減少しているのは図書館でも気にしている。ただ、平成初期とは違い、スマートフォンやタブレットを持って図書館に来て、本を見ている子もいれば友達とタブレットでゲームをしている子もいて、やはり子どもたちの興味もそちらに移っている時代じゃないのかなと。そういったことも一因ではないかと考えている。 ただ、それを理由にするのではなく、図書館には面白い本があることを子どもたちや大人の方にももっとＰＲして、利用を増やしていきたいと考えている。
委員	令和３年度よりも前と比較して、入館者数の推移はどうなっているか。
事務局	ピークだったのが平成２９年度の貸出し点数３２万５千点、そして令和２年度あたりがコロナ禍で休館していたこともあったが、そちらが２５万３千点と減少し、コロナ明けの令和３年度に一般の方々が自由に図書館で過ごせる状況になった時点で、３０万７千点に増加した。 やはり自分の目で見て本を借りることができるようになり、令和３年度は一気に増加したのではないかと思う。 その後は徐々に減少傾向になっているため、利用者の方に足を運んでいただくことを考えて運営していきたい。
委員	図書館でスマホやタブレットを使用しているからという指摘もあったが、そのとおりだと思う。しかし、そこを考慮しても、特に子どもたちには本を読んでほしいというのは強く思うところである。状況によって図書館の利用の仕方が変わるとしても、とにかく本や書籍に触れる機会をなるべく設けてもらえるように工夫していただきたい。 仰るとおり、時代に合わせて変わっていかないといけないと思うため、ご検討をお願いしたい。
委員	貸出者数の団体の人数が増えてるが、団体とはどういうものか。また、増えた理由は何か。
事務局	各学校に対して図書館から団体利用を勧めている。例えば、各小学校の学年ごと、学校図書室、支援学級などにそれぞれ利用されるカードを登録していただき、カード１枚につき１００冊を１か月間貸出ししている。 それ以外にも、府立図書館から学校支援図書を借りて中継地点になっている分についても団体扱いであり、ボランティア団体やお話し会などをされる団体なども団体扱いである。

委員	学校図書館管理システムを使用して、自分のタブレットで図書館の蔵書を調べられるというものがあるが、それは学校の蔵書だけなのか。それとも、学校にはないけれども図書館にはあるというのがすぐに出るようなシステムであれば、図書館に行ってみようとなるのではないかと思うが、どういうシステムになっているか。
事務局	本来は、学校のパソコンで学校の蔵書を調べるだけのものだったが、それがネット上にあがることで、どこからでも自分の学校の蔵書を調べられる仕組みになっている。物理的には図書館の蔵書も調べることは可能かもしれないが、現段階では、自分の学校の蔵書を調べる仕組みになっている。
委員	技術的な問題もあると思うが、学校の蔵書にない場合は図書館にリンクしたり、誘導したりするようなシステムがあればいいと思うので、ご検討いただきたい。
教育長	次に、「令和８年度 物集女車塚古墳石室一般公開について」報告願う。
事務局	— 令和８年度 物集女車塚古墳石室一般公開について — 昨年度までは５月下旬から６月上旬にかけて９日間連続で開催していたが、今年度は金土日の週末開催を３週間実施し、計９日間の公開とした。 さらに、昨年度までは５月上旬から情報をリリースしていたが、今年度は４月中旬と前倒して広報に努めた。その効果もあり、昨年度の参加人数は４６７人だったのが、今年度は６１７人と、１５０人の増となった。普段は外からは見られても石室の中に入ることはできないため、この期間中に石室内に入って、１，５００年前の石棺や石壇がそのまま残っているということに、参加者の皆様には感動いただいた。 なお、資料に掲載していないが、第３向陽小学校６年生、第２向陽小学校６年生の合計約１５０人が見学に来られた。 【質疑等】
委員	資料の写真を見ると高齢の方が目立つように思うが、小学校は別として、一般の方々の年齢層や特性は分かるか。また、高齢の方が多いということであれば、何を見て来たのかというデータがあれば、それに基づいてどういうところを強化するといろいろな方に見ていただけるのかが分かるのではないかと思ったが、そういうデータはあるか。
事務局	昨年度は平日開催のため高齢者の方が多かったというところもあり、今

	年度は金土日と若い世代の方にも親子連れの方にも機会を設けて、なるべく子連れで来ていただけるというのを目的とした。その結果、年齢層の集計まではできていないが、子連れの方は若干増えていると推測している。 今回、電話の予約がすぐに埋まってしまったため、その点も来年度は検討しないといけない。
委員	2つ目の質疑についてはどうか。何を見て来られたのか。
事務局	今回は府外の方や向日市外の方が結構来られた。早くにリリースした結果、朝日新聞と京都新聞に掲載され、それを見て予約数が伸びた。
教育長	分析の結果、説明にもあったように平日のみの開催であった昨年度と比較して、週末に集中して実施したことで効果がしっかり出ていると思う。 閉会宣言

令和8年第8回教育委員会

令和8年7月6日（月）

午前10時00分から

永守重信市民会館 第1会議室

1 開 会

2 会議録の承認について

3 議 案

委員会諸報告

- ・向日市議会令和8年第2回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について
- ・令和7年度 いじめ調査の概要について
- ・令和8年度 留守家庭児童会夏季入会児童数について
- ・年間入館者数について（図書館・天文館・文化資料館・文教課）
- ・令和8年度 物集女車塚古墳石室一般公開について

4 閉 会

向日市議会令和8年第2回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について

令和8年7月6日
文 教 課

令和8年6月11日から12日までに開催されました、向日市議会令和8年第2回定例会一般質問答弁について、教育委員会分は以下のとおりでしたので報告します。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
(日本共産党議員団 米重 健男) 不登校の子どもを養育する保護者への支援について 経済的負担の軽減について 児童生徒のキャリアパスに係る支援について レスパイトケアの導入について	【教育長答弁】 平成28年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、不登校児童生徒への支援については、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があることが示された。 また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することについても留意することと示されている。 本市の不登校児童生徒への支援については、不登校となった要因や状況が一人一人異なるため、それぞれの社会的自立へ向けて、個に応じた多様な支援を行っている。 例えば、学業不振や生活リズムの乱れ、無気力など学校生活への不適応感が見られる児童生徒に対しては、スクールカウンセラー等の専門家チームが学校を巡回し、児童生徒のアセスメントをはじめ、指導に関わる担任への助言、保護者からの相談対応など、学校生活への支援や相談体制を充実させることで不登校の早期対応に努めている。 また、登校はできているものの、教室に入りづらかったり一斉授業に参加しにくかったりする児童生徒に対しては、いわゆる別室を校内に設置し、心の相談サポーターなどが一人一人のペースに合わせて学習や生活のサポートを行うなど、個に応じた支援を行っている。 さらに、学校に行きづらい児童生徒に対しては、教育支援センターひまわり広場を開設しており、臨床心理を学んでいる学生を指導員として1日に3名配置し、一人一人に合わせた個別学習や相談対応など、それぞれの自立に向けた支援を進めている。 このような、様々な支援によって、不登校児童生徒が、学業の遅れや進路選択上の不利益を生じることなく、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げられるよう努めている。 また、不登校児童生徒の支援を行う中で、保護者からの経済的な相談があった際には、親身に相談に乗り、就学援助制度の紹介や福祉の

(再質問) 不登校の児童生徒の保護者に対して、介護や保育のような「デイサービス」や「一時預かり」のような支援を市で検討できないか。 不登校の子どもの面倒を見るために、保護者が働く時間を減らしたり離職したりした場合の、経済的負担を軽減できる支援はないか。 (再々質問) 市の中で、福祉的に支える制度を担当する部署と協議・連携してほしいと考えているが、制度面についての相談をしたことがあるか。 (日本維新の会 無所属の会 村田光隆) 自転車の交通安全対策	専門家であるスクールソーシャルワーカーの専門性も活用しながら、必要に応じて本市の福祉部局をはじめとした関係機関に繋げるなど、個別に対応している。 さらに、レスパイトケアについては、在宅で介護をする家族が、一時的に介護から離れて休息やリフレッシュを取れるようにする支援サービスのことでありと認識しているが、不登校の子どもをもつ保護者の方についても、家庭内で長時間子どもと関わり続ける中で、精神的なつらさや悩みについて聞くことがある。 そういった際には、学校のスクールカウンセラーや本市のカウンセラーに丁寧に繋げるなど、保護者の方一人一人の思いに寄り添いながら、保護者の方の不安や負担の軽減に努めている。 今後も不登校児童生徒の社会的自立を目指して、多様な学びの場や居場所を確保し、個に応じたきめ細やかな支援に努めるとともに、保護者の思いも丁寧に聞き取りながら、関係機関との一層の連携強化に努めてまいりたい。 【教育長再答弁】 子どもを預かるという託児制度を構築することは、対象が小中学生であることや不登校の背景が多様であることから難しい。子どもを教育支援センターなどに通わせることが、結果的に保護者の負担軽減につながると考える。 不登校の子どもの保護者であることだけを理由に、直接的に経済的な支援制度を構築することは、保護者の経済状況が個々に異なることから難しい。ただし、不登校の子どもを家でみることなどが理由で、保護者が離職や休職せざるを得なくなり、世帯収入が著しく減少した場合については、就学援助制度や生活の立て直しのための支援制度を受けることができる。 【教育長再々答弁】 保護者から経済的な相談を受け、福祉につなげることもある。収入減少の保護者に対して、就学援助を受けられるように手続きをお手伝いしたり、高校進学資金に困っている保護者に対して、社会福祉協議会の生活福祉資金を紹介したりするなどのケースはこれまでにあった。ただし、これまでに不登校を理由とした経済的な相談については聞いていない。 【教育長答弁】 全国における自転車の事故件数は、約7万件とここ数年横ばいで推移しているが、交通事故件数の総数が減少傾向にあることから、全交通事故に占める自転車関連事故の割合は増加傾向にある。
---	--

について 小中学校における運転 ルールの学習について	また、事故の原因として、自転車側の法令違反が認められる場合が多い状況にあることから、本年4月から交通ルールの遵守を図るため、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して、青切符が導入されたところである。 このような状況の中、各学校においては、安全教育の中で、交通安全について、小学校の低学年から、発達段階に応じた安全指導に取り組んでいる。 小学校の低学年では、特別活動の時間において、道路の歩行と横断に関する安全、自転車の安全な乗り方について、向日町警察署とも連携を図りながら、体験的に学習している。 また、中学年や高学年では、京都府警察が作成された自転車の安全に関する動画教材を活用したり、保健の時間に「交通事故の防止」という単元で、「自転車は車道の左側を通行することを原則とし、歩道の通行は例外的で、その場合も歩行者優先であること」「交差点では信号と一時停止を守ること」「ヘルメットを着用すること」など、自転車安全利用五則について学習したりしている。 中学校では、保健体育科の保健分野の学習において、自転車安全利用五則はもちろんのこと、自転車や自動車の特性を知り、交通法規を守るとともに、車両、道路、気象条件などの周囲の状況に応じて、安全に行動することができるよう学習をしており、その際、自転車事故を起こすことによる加害責任についても学んでいる。 また、いずれの学校においても、1年生で向日町警察署やJAF等の関係機関とも連携をして、体験的に交通安全を学習する機会も設けている。 教育委員会としては、今後においても、こうした発達段階に応じた取組を通して、児童生徒が自分だけでなく、他者の安全にも配慮するとともに、危険を予測し、的確に判断して行動できる力の育成に努めてまいりたい。
(MUKOクラブ 近藤 宏和) 学校図書館について 学校図書館支援員の活動 について	【教育長答弁】 本市では、小・中学校の読書活動の推進を図るため、教育免許又は図書館司書の資格を有する学校図書館支援員を全校に配置している。 学校図書館支援員の具体的な活動としては、書架の整理、貸出・返却などの図書館業務だけではなく、児童生徒や教員が必要とする図書や情報を紹介するレファレンス活動、図書館の環境整備など多岐にわたっている。 なかでも、小学校では、低学年を中心に読み聞かせや本の紹介を行ったり、中学校においては、授業で活用する資料の収集や整備を支援したりするなどの活動をされており、さらに学校図書館に必要な本がない場合には、公立図書館から必要な本を借りてくるなど、学習環境の充実に努めている。 そういった活動の成果の一つとして、令和7年度京都府学力・学習

これからの学校図書館の在り方について (明日の向日 杉谷伸夫) 小学校給食費の抜本的負担軽減について	状況調査において、「読書が好きですか」の質問に、本市の小学生が肯定的に回答した割合が京都府平均を上回っており、読書が好きな児童が増えていると考えている。 また、各学校からは、「子どもたちが七夕やクリスマスなど、季節ごとの飾りや、本の特設コーナーを心待ちにしている」「子どもたちが気軽に図書館を利用するようになった」など嬉しい声が届いており、学校図書館が児童生徒にとって親しみやすく、気軽に通える場として定着してきていると認識している。 さらに、保護者ボランティアの方々にもお世話になっており、本の貸し出し等の図書館業務だけでなく、読み聞かせなどにも協力いただくなど、学校図書館の活動を支えていただいている。 今後においても、子どもたちと図書館支援員等が交流の場をもつなど、子どもたちの学校図書館に対する意見も取り入れながら、主体的に読書活動に取り組めるよう努めて参りたい。 議員ご提案の「学校図書館のラーニングコモンズ」機能とは、図書館が本やパソコンなどの様々な情報ツールから得られた情報を用いて、複数の学生が議論しながら学べる空間として活用されることであり、主に大学等で広まってきているものであると理解している。 令和8年3月に文部科学省の有識者会議の提言の中では、「今後、学校図書館は、読書センターとしての機能のほか、学習センターや情報センターとしての機能を強化する必要がある」と示されている。本市としても、今後、ますます重要となってくるものと考えている。 現在、本市小中学校の学校図書館は、図書館支援員や保護者ボランティアの方々のご尽力もあり、「読書センター」としての機能は充実したものになっていると考えている。 また、授業で学んだ教材に関連する本を読んだり、更に詳しく調べたりするなど、学習センターとして授業の中でも学校図書館を活用できるよう努めている。 そのような中、本年6月からは、全校でクラウド型の新たな学校図書管理システムの運用を開始しており、自分のタブレットを使って手に入れた本を蔵書の中から調べ、見つけることができるようになった。 これにより、利便性が大きく向上し、多くの本や資料の中から必要な情報を取捨選択する「情報センター」としての機能をより強化することができると考えている。 今後、教育委員会としては、学校図書館を読書活動の推進だけでなく、学習活動の場として捉え、学校の中で学びの拠点となるよう努めてまいりたい。 【部長答弁】 本市において、給食負担軽減交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金など、国の財源を活用し、令和8年度の保護者負担額を小学校給食費は0円に、中学校給食費は前年度と同額に据え置く
--	--

国の給食費支援制度について 将来的な制度の継続について 保護者負担について	ことで、保護者負担の軽減に努めているところである。 今回の支援制度については、学校給食法などの法改正を伴う恒久的な制度として確立されたものではなく、単年度の予算措置による制度であることから、今後の国の動向によっては、将来的に制度が変更される可能性はあるものと認識している。 現在の本市における負担軽減は、国の交付金等の財源が確保されていることから実施できているものである。
就学援助世帯との関係について 就学援助世帯の恩恵について	そのため、来年度以降の国の財源が不透明な中、現時点で市の方針を示すことはできないが、今後においても、これまでと同様に国の動向を注視しながら、総合的に判断してまいりたい。 就学援助世帯において、従来から給食費が実費免除となっていることから、今回の事業による新たな負担軽減が生じていないことについては認識している。
就学援助世帯への支援拡充について	しかしながら、就学援助制度は、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、給食費のみならず、学用品費など義務教育に必要な費用を総合的に支援し、教育の機会均等を保障する制度である。 したがって、既に就学援助制度を通じて、包括的な支援が行われている実態を踏まえると、給食費のみを切り取って評価するのではなく、制度全体を通じて、義務教育にかかる費用負担がしっかりと支援されているかという観点から捉えていくべきものと考えている。
補助事業の対象外となる児童について 私立小学校等の児童への支援がないことについて	就学援助制度では、先ほど申し上げたとおり、給食費をはじめ、学用品費や修学旅行費など、義務教育に必要な費用を総合的に支援しているところである。 これら必要な費用については、財政的な余力の有無に関わらず、例えば、令和4年度にはオンライン学習通信費を新たな支給項目として追加したり、今年度においても、物価上昇に合わせて、新入学児童・生徒学用品費の支給単価を引き上げたりするなど、状況に応じて、適切に支給項目の追加や増額を行っているところである。
私立小学校等に通学する児童数について 給食を喫食していない児童への支援について	今後においても、引き続き、経済の動向を注視しながら、その時々に応じた適切な就学援助制度の運営に努めてまいりたい。 国が創設した事業の制度設計に起因するもので、「国立、私立の小学校に通う児童は、本事業の対象外である」とされているものの、その理由は明らかにされていない。 本市としては、学校給食を通じた保護者の負担軽減については、児童間に差異が生じることがないよう、国が責任をもって対応すべきものと考えている。
	令和8年6月1日現在で、98人である。 重度のアレルギーや不登校などで学校給食を喫食できない者、いわゆる非喫食者に対しては、交付金の範囲内で支援することが可能とされているところである。 そのため本市としては、国から発出された通知などを踏まえて、既

学校給食の充実と無償化について 給食の質の維持・向上と保護者負担軽減の両立について (要望) 非喫食者に対する支援について、ぜひ実施されるよう期待したい。 また、学校給食費の完全無償化について、国の補助や臨時交付金がないからまた元に戻すということのないように、学校給食費の完全無償化に向けて取り組んでいただきたい。 (日本共産党議員団 北林 智子) 熱中症について 学校施設におけるエアコンの故障に対する対策について	に実施に向けた調整を行っているところである。 中学校給食を含め、給食費の無償化については、ナショナルミニマムとして、国の責任において適正に判断されるべきであることから、全国市長会を通じて、自治体に負担を転嫁することなく全額国費で負担するよう、要望しているところであり、引き続き、全国市長会などを通じて国に要望してまいりたい。 これまでから、国の交付金等を活用し、保護者の負担軽減が図れるよう努めてきたところであり、食材価格が高騰している現在の状況においても、発育に必要な栄養素を確保できるよう、限られた食材費の中で献立を工夫するなど、給食の質の維持向上に努めているところである。 今後においても、国の交付金等を活用しながら、給食の質の維持向上と保護者負担の軽減に取り組んでまいりたい。 【部長答弁】 学校施設の空調は、児童生徒が安全かつ快適に学習する環境を確保するうえで重要な設備である。 そのため、これまでから保守管理業務を専門業者に委託し、設備が健全に稼働するよう適宜、点検や保守管理に努めているところである。 また、空調設備に不具合が生じた際は、即座に状況確認及び原因究明を行い、必要な場合は速やかに部品交換などの修繕対応をすることに加え、状況によっては、修繕ではなく更新を行い、設備が完全に稼働するよう努めているところである。 今年度についても、空調設備の保守管理業務を専門業者に委託し、設備の点検やフィルター清掃等を行うことにより、事前に故障箇所を把握し対応することで、児童生徒が暑い思いをすることのないよう、予防的な対応に努めているところである。 一方、空調設備については、同時期に整備されたものであっても設置場所や使用頻度によって不具合が生じる時期が異なることから、整備時期に応じて一律に更新するのではなく、不具合が生じた際に
--	--

松本 みゆき)

発達特性のある子ども
への支援について
就学・進学時も含めた
切れ目のない支援につ
いて
支援について

速やかに修繕あるいは設備の更新ができるよう、空調修繕にかかる予算を確保し準備を整えているところである。

これから本格的に到来する暑さ厳しい夏場において、児童生徒の健康と学習環境の確保は最も優先すべきことと認識している。

そのため、各学校と連携し空調設備の状況把握に努め、不具合が生じた際には可能な限り速やかに必要な対応を行ってまいりたい。

近年、5歳児健診の実施が進む中、従来見過ごされてきた発達障がいのある幼児等を把握するケースが増えることが予想され、発達障がいのある幼児児童生徒等に対する、就学前からの切れ目のない支援体制の構築や、学校における適切な支援の推進が求められている。

向日市では、小学校への進学時において、乳幼児健診担当部局と小学校の特別支援教育コーディネーターとの連絡会を行っており、そこで年長児について交流をし、就学前の教育相談につなげている。

さらに、小学校への就学や中学校への進学の際には学校同士をつなぐ「移行支援シート」を活用している。

「移行支援シート」は、保護者と教員それぞれが家庭、学校での様子や有効だった支援などを記入し、就学・進学先や関係機関に引き継ぐものであり、小学校や中学校はその情報を個別の指導計画等の作成に活かして、切れ目のない支援につなげている。

各学校では、特別支援学級在籍の子どもに加え、普通学級に在籍する発達特性のある子どもについても、個別の指導計画等を活用しながら、保護者と個別に懇談し、子どもの実態、保護者の願いを踏まえて、学校での支援や配慮、医療や福祉機関などとの連携につなげている。

例えば、学校での支援や配慮については、書くことが苦手な子どもについては板書をタブレットで撮影する、注意がそれやすい子どもについては座席を前の方にするなどの配慮を行っている。

関係機関との連携については、例えば、学校の特別支援教育の担当教員が保護者とともに医療機関を訪問する、放課後デイサービスの職員と情報共有を行うなどの連携をしている。

今後も、健康推進課や学校教育課、各保育所、幼稚園、こども園と小中学校、その他の関係機関がコミュニケーションを密にして連携をしながら、発達特性のある子どもたちの幼児期から学校生活、さらには社会参画までを見据えて、切れ目のない支援体制の構築に努めてまいりたい。

しいと考えている。引き続き、入学や進学の際の引継ぎだけではなく、普段の連携を強化していただきたい。	
--	--

向日市議会令和8年第2回総務文教常任委員会質疑要旨

- 1 日 時 令和8年5月29日（金） 午前10時21分～同10時49分
- 2 場 所 向日市役所第1委員会室
- 3 委 員 上田委員長、福田副委員長、丹野委員、村田委員、長谷川委員、杉谷委員

議案第48号 令和8年度向日市一般会計補正予算（第1号）	
	○質疑
	【製氷機の購入について】
福田副委員長	製氷機のサイズ、設置場所、対象は誰か。
安田副部長	サイズは、幅395ミリ、奥行き450ミリ、高さ770ミリのものを想定している。 置く場所は、基本的には養護教諭が管理するため保健室を考えている。保健室に置けない学校は、給湯室等を考えている。 対象は、クラブ活動はもちろんのこと、児童生徒全体である。
杉谷委員	製氷機を設置していなかったときは、どのように対応していたか。
安田副部長	小さいサイズの製氷機を持っている学校もある。ほとんどの学校は養護教諭が冷蔵庫の冷凍室で氷を作っていた。
杉谷委員	利用目的、利用方法を改めて説明をお願いします。
安田副部長	熱中症対策で体を冷やすためと、部活動等でけがをした際に患部を冷却するためである。
杉谷委員	保健室もしくは救護室に置くため、養護教諭が管理運用するのか。養護教諭がいない時間帯の運用はどのようにするのか。
安田副部長	学校の先生が対応する。
杉谷委員	導入予定はいつか。
安田副部長	夏休み中には導入する予定である。
杉谷委員	夏休み中。

安田副部長	できれば夏休みの早い段階で導入したい。
杉谷委員	せっかくなのでもう少し早くしてほしい。
福田副委員長	製氷機は長く使うと霜が降り、霜の塊ができる。その塊を取るために、電源をオフにしてから、丸1日から2日かかる。 昔とは違うかもしれないが、そのことを考えているか。
安田副部長	製氷機に霜を取る機能があるので、自動で処理される。
福田副委員長	わかりました。
山田議長	留守家庭児童会の児童は使用できるか。
安田副部長	熱中症対策として使用するものであり、先生がいる間に対応できる。
	採決　－　（挙手全員）　－　（可決）
議案第50号　財産（向日市校務DX整備事業端末）の取得について	
	○質疑
丹野委員	【校務用端末パソコンの取得について】 前回から何年経過したものを買い換えることになっているのか。 物価上昇の中で、国からの助成金や補助金はどういう状況になっているのか。
安田副部長	今回導入する端末は前回から5年になる。 物価高騰に関しての政府の補助金は、今のところない。
丹野委員	公共事業においては、資機材等の原材料や人件費も上がっており、それに対応する動きが聞こえるが、今回の場合は国からの補助金はないということか。

安田副部長	今回の導入に対して、物価高騰に対する補助はない。
丹野委員	国や京都府の補助金を獲得できるよう注視していただきたい。
村田委員	これらの機器はどこで製造されているのか。
安田副部長	仕様書の中に、製造した国を指定する仕様がなかったので、わかりません。
村田委員	組み立ててる製造国はわからないということか。
安田副部長	仕様書の中に製造国を指定していないので、見積書の中には、どこの国かは記載されていないと思う。
村田委員	変なものを入れる国があるので製造国を考えて購入しないといけない。
安田副部長	製造国を確認する。
村田委員	必ず確認してください。 パソコンとマウスは別々に購入か。
安田副部長	パソコンとマウスは別のものになるので、別で記載している。
村田委員	わかりました。
杉谷委員	入札状況経過を説明してください。 今回は随意契約で特殊であり、入札状況と、本日、議決を求めることについて説明をお願いします。
安田副部長	入札は指名競争入札で 12 社を指名したが、当日 10 社が辞退し、2 社が入札した。 1 回目の入札で 1 社は、価格に開きがあったため 2 回目を辞退し、残り 1 社が 3 回の入札を行ったが予定価格を上回り、入札は不落になった。 その後、その 1 社と協議を行ったが、予定価格を下回る額が提示されず、入札が終わった。 再度入札の場合、入札執行までの期間が非常にかかり、今現在も、端末の価格が全国的に上昇していること、346 台の端末を一度にそろえることが非常に難しい状況になっていることから、この入札で最低価格を提示した業者と随意契約をすることとした。

	契約が5月からさらに1か月延びると、その金額で契約することが困難になるため、初日に議決をいただきたい。
杉谷委員	国際情勢を考えた場合、極めて不透明であり、早く対応するのは望ましいことである。 12社を指名し、10社が辞退、応札した2社も開きがあったということで、入札経過を調べたが見つからない。 不落になった場合はホームページに載らないのか。 2社の入札価格を教えてください。
上田委員長	入札は、財産管理課が担当である。
杉谷委員	財産の取得に関することで聞いておかないといけない。
安田副部長	資料を出すので時間をいただきたい。
杉谷委員	財産の取得について答弁できる方がいてもらわないと困る。
村田委員	所管外とか言っていたら、質問にならない。 やはり答えてもらうのがよい。
安田副部長	まず1回目の入札で大体3,000万円ぐらいの開きがあった。
杉谷委員	ホームページへの掲載は別の方に聞く。 予定価格は公表したか。 それから、予定価格どのぐらい想定したか。
安田副部長	予定価格は、6,576万5,400円である。
	採決　－　（挙手全員）　－　（可決）

向日市議会令和8年第2回総務文教常任委員会質疑要旨

- 1 日 時 令和8年6月18日（木） 午前10時40分～同11時30分
- 2 場 所 向日市役所第1委員会室
- 3 委 員 上田委員長、福田副委員長、丹野委員、村田委員、長谷川委員、杉谷委員

議案第44号 専決処分の承認を求めることについて (令和7年度向日市一般会計補正予算(第12号))	
杉谷委員	○質疑 教育関係分については、全部、財源振り替えの内容である。 文化財保護事業の進捗状況は。
長谷川部長	向日庵の買上げは去年に終了している。 現在は耐震に向けた準備を行っており、文化財保護事業は順調に対応を行っている。 採決 — (挙手全員) — (可決)
議案第49号 令和8年度向日市一般会計補正予算(第2号)	
丹野委員	○質疑 【小学校給食調理業務委託事業について】 人件費等の高騰によるものということであるが、5年間遡って、どれぐらいを見込んでいるのか。
安田副部長	令和9年度から13年度までの5年間の契約である。 人件費は、この3月に、令和7年の賃金構造基本統計調査で、飲食物の調理従事者について、前年比で7%ほど上昇した結果がある。 今の社会情勢の中で、どのように人件費が上がっていくか、見通しが立ちづらいが、契約できないと、給食が途切れる事態になる。 1日も欠かさず給食を提供するため、安定して、雇用ができるように、調査の人件費の上がり幅で、今回増額した。
丹野委員	物価上昇が厳しい中で、当然人件費は積み重ねなければいけない。 9億1000万円が、多いか少ないかわからないので、もう少し状況的に報

	告できることはないか。
安田副部長	この金額が多いのか少ないかは、判断できない。 確実に契約ができる額ということで判断し、限度額として設定している。 契約の中での物件費は、調理で使う消耗品になるが、その上昇分も含めて年間 8% 上昇すると見込んでいる。
丹野委員	5 年間に於いて、調理用資機材等の更新も、この中に含んでいるのか。
安田副部長	消耗品以外の調理用の備品は、市の予算で更新している。
杉谷委員	もう少し具体的に説明いただきたい。 7 年度の決算がないので 6 年度を見ると、小学校の給食調理の委託事業費は、単年度で 1 億 1000 万円台である。 補正後の限度額 9 億 1000 万円で、5 年間で見ると 6 割ぐらい上がっている。 上昇が年 8% と合わないのでは、わかるようにご説明いただきたい。
安田副部長	上昇部分を、その先 5 年間同じ額で、1 億 5000 万円ずつ、毎年 5 年間という計算で債務負担額を当初では設定していた。 ただ今回の統計調査のように、賃金が上がる状況の中で、最低賃金も 6% ほど上がり、国も上げていく目標を立てており、今後どれだけ上がるかは、先が見通せない状況である。 給食を 1 日も欠かさず児童に提供することが一番大切であり、契約が締結できるぎりぎりの額で、限度額を設定した。 年 8% が妥当かどうかはわからないが、その趣旨で設定した。
杉谷委員	極力妥当な、市民の方にご納得いただける契約になるよう頑張ってください。
福田副委員長	食単価契約で、1 食あたりの単価に提供された数をかける方法、管理契約で、毎月決められた額に基づいて 1 年、3 年、5 年契約する方法があるが、向日市はどちらを採用しているか。
安田副部長	年額で、5 年間の額を計算をしている。 単価という設定の仕方ではない。

福田副委員長	非常に物価も高騰し、人件費も当然上げなければならない。 一食あたりの単価契約と、毎月決められた一定額の契約は、かなり差が出るのか。
安田副部長	実際のところ計算をしていないので、不明である。 次の契約方法については、これから検討することにしており、決まっていない。 採決　－　（挙手全員）　－　（可決）

令和7年度 いじめ調査の概要について

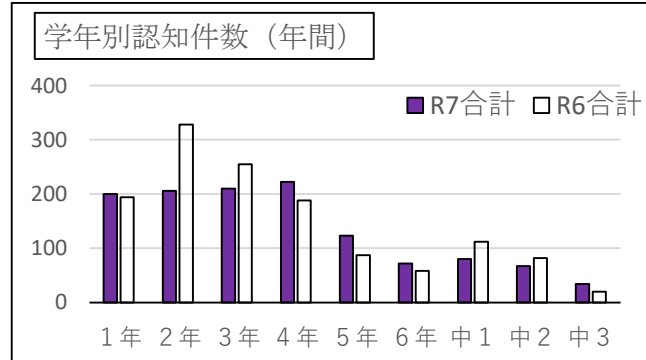
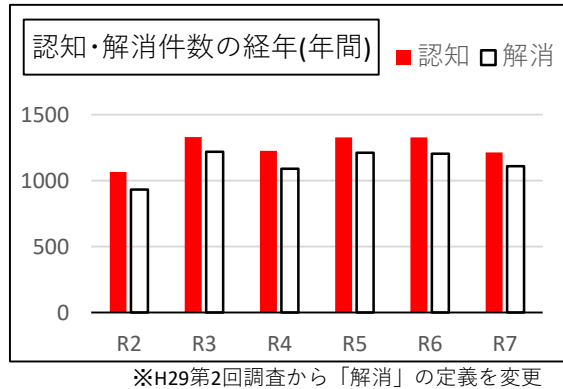
<第1回調査(7月)→追跡(11月)→第2回調査(11月)→追跡(2月)>

令和8年7月6日
学校教育課指導係

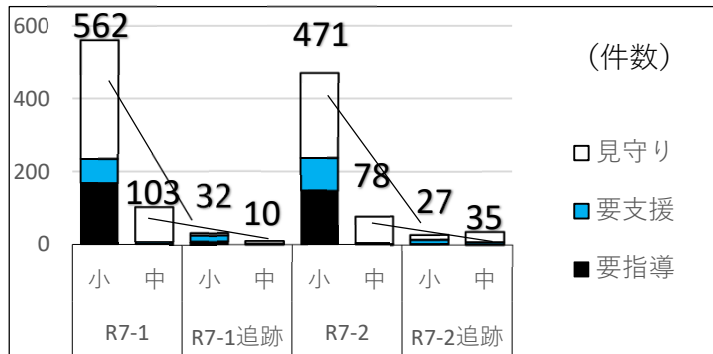
1 認知、未解消、解消の件数

小学校:人 3,084 中学校:人 1,357

	第1回調査(追跡後)				第2回調査(追跡後)				年間	
	小学校		中学校		小学校		中学校		合計	
	R 7	R 6	R 7	R 6	R 7	R 6	R 7	R 6	R 7	R 6
認知件数	562	570	102	108	471	542	78	106	1213	1326
未解消件数	32	40	10	19	27	47	35	17	104	123
解消	530	530	92	89	444	495	43	89	1109	1203



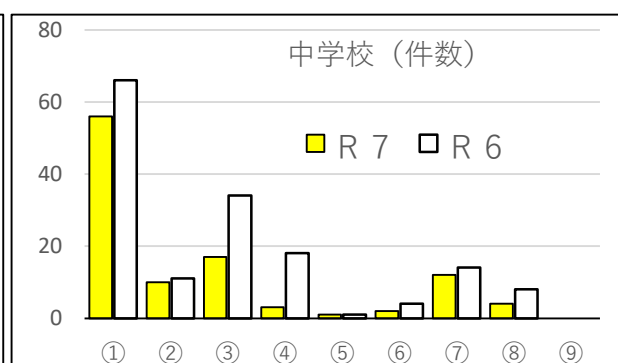
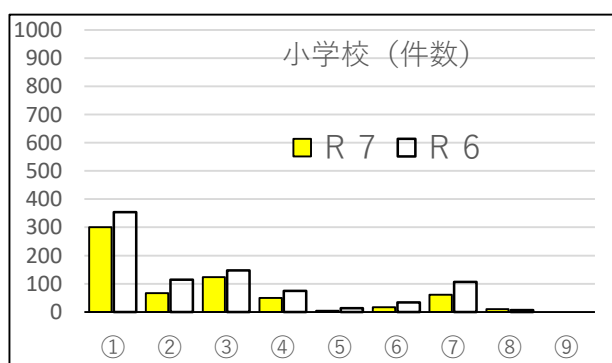
2 未解消の状況



	1回目追跡後		2回目追跡後	
	小学校	中学校	小学校	中学校
認知	562	102	471	78
未解消	32	0	27	35
(要指導)	9	2	3	0
(要支援)	16	8	11	7
(見守り)	7	10	13	28
解消	530	92	444	43

3 いじめの態様(複数回答)

	小学校		中学校	
	R 7	R 6	R 7	R 6
① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	301	354	56	66
② 仲間はずれ、集団による無視をされる。	67	114	10	11
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	124	147	17	34
④ ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	50	75	3	18
⑤ 金品をたかられる。	4	13	1	1
⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	17	34	2	4
⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	61	107	12	14
⑧ パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	10	7	4	8
⑨ その他	0	0	0	0



令和8年度 留守家庭児童会夏季入会児童数について（報告）

令和8年7月6日
生涯学習課

以下のとおり夏季入会児童数が確定しましたので、報告します。

1 入会期間

令和8年7月21日～8月24日の平日午前8時30分～午後3時

2 夏季入会対象児童

市内在住の1～4年生までの児童のうち、次のいずれかに該当する児童

- ① 保護者等が学校夏季休業期間中に就労等により児童の保育が困難な場合
- ② 保護者の病気、家族の看護・介護などのため児童の保育が困難な場合
- ③ 母親が出産前後であるため、児童の保育が困難な場合

3 申請受付期間

令和8年6月1日（月）～5日（金）

4 夏季入会児童数

（1）前年度比較

	令和8年度	令和7年度	比 較
第1留守家庭児童会	6	5	1
第2留守家庭児童会	3	6	△3
第3留守家庭児童会	5	5	0
第4留守家庭児童会	7	6	1
第5留守家庭児童会	10	9	1
第6留守家庭児童会	9	6	3
合 計	40	37	3

（2）学年別入会児童（令和8年度）

	1年生	2年生	3年生	4年生	合 計
第1留守家庭児童会	3	2	0	1	6
第2留守家庭児童会	0	2	0	1	3
第3留守家庭児童会	1	0	2	2	5
第4留守家庭児童会	0	1	2	4	7
第5留守家庭児童会	3	1	3	3	10
第6留守家庭児童会	2	0	5	2	9
合 計	9	6	12	13	40

(3) 通常・夏季入会児童総数

① 令和8年度

	通常入会	夏季入会	合 計
第1 留守家庭児童会	1 5 9	6	1 6 5
第2 留守家庭児童会	1 4 6	3	1 4 9
第3 留守家庭児童会	7 9	5	8 4
第4 留守家庭児童会	2 2 7	7	2 3 4
第5 留守家庭児童会	1 4 3	1 0	1 5 3
第6 留守家庭児童会	8 5	9	9 4
合 計	8 3 9	4 0	8 7 9

② 令和7年度

	通常入会	夏季入会	合 計
第1 留守家庭児童会	1 7 4	5	1 7 9
第2 留守家庭児童会	1 4 7	6	1 5 3
第3 留守家庭児童会	8 8	5	9 3
第4 留守家庭児童会	2 3 5	6	2 4 1
第5 留守家庭児童会	1 4 9	9	1 5 8
第6 留守家庭児童会	8 3	6	8 9
合 計	8 7 6	3 7	9 1 3

5 入会状況の概要

(1) 夏季入会特有のニーズ

○今年度の夏季入会（40人）の内訳を見ると、3・4年生が全体の6割以上を占めている。これは、「普段は留守番できるが、長期休暇中のみ預けたい」という高学年層のニーズがあるものと思われる。

(2) 全体的な需要減少

○通常入会児童数が、令和7年度の876人から、令和8年度は839人へと37人減少

○今後も児童数の減少が続いた場合、小規模な児童会（第3留守家庭児童会：84人、第6留守家庭児童会：94人）では、運営や支援員配置の効率化が課題

(3) 地域偏差

○第4留守家庭児童会は、通常入会だけで、227人に達しており、全入会児童の4分の1以上

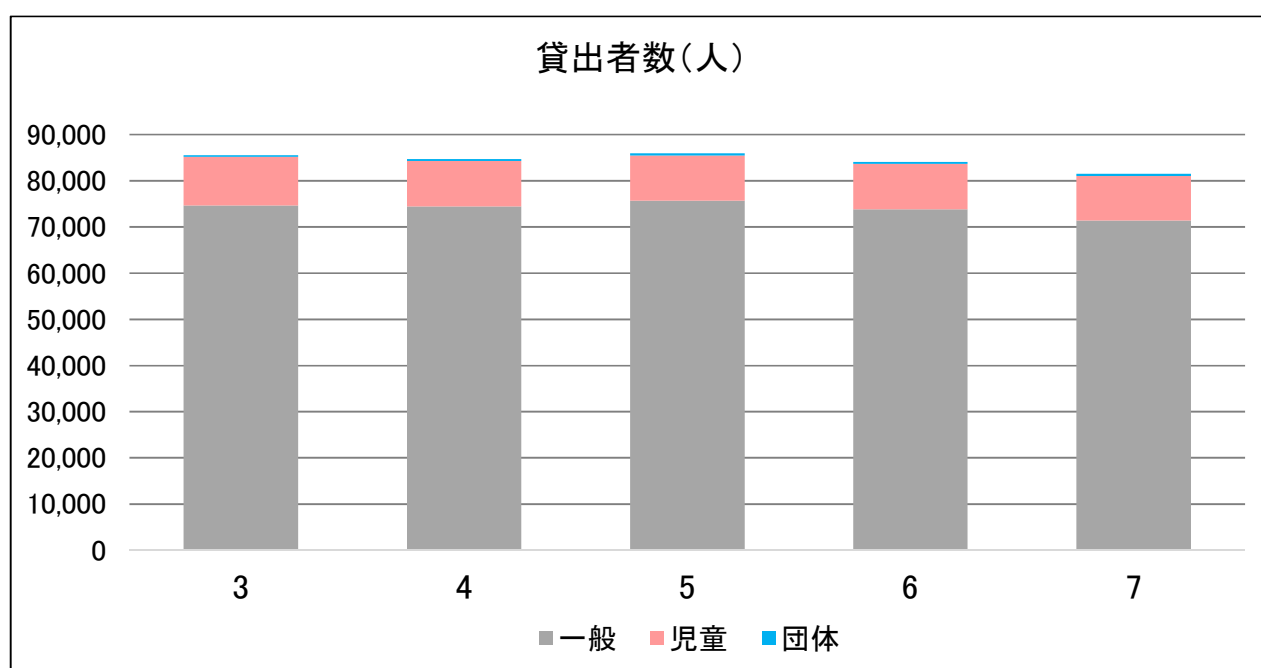
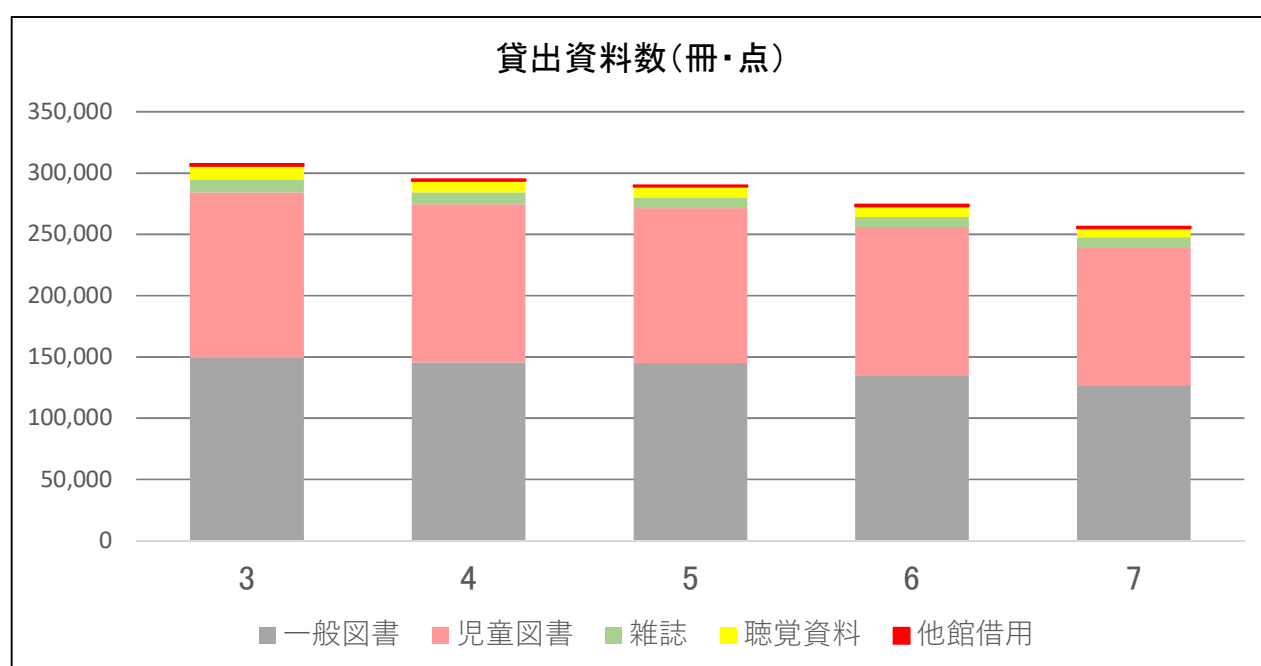
○最も小さい第3留守家庭児童会（通常入会79人）とは、3倍の規模格差がある。

向日市立図書館における資料の貸出及び予約について（報告）

令和8年7月6日
図 書 館

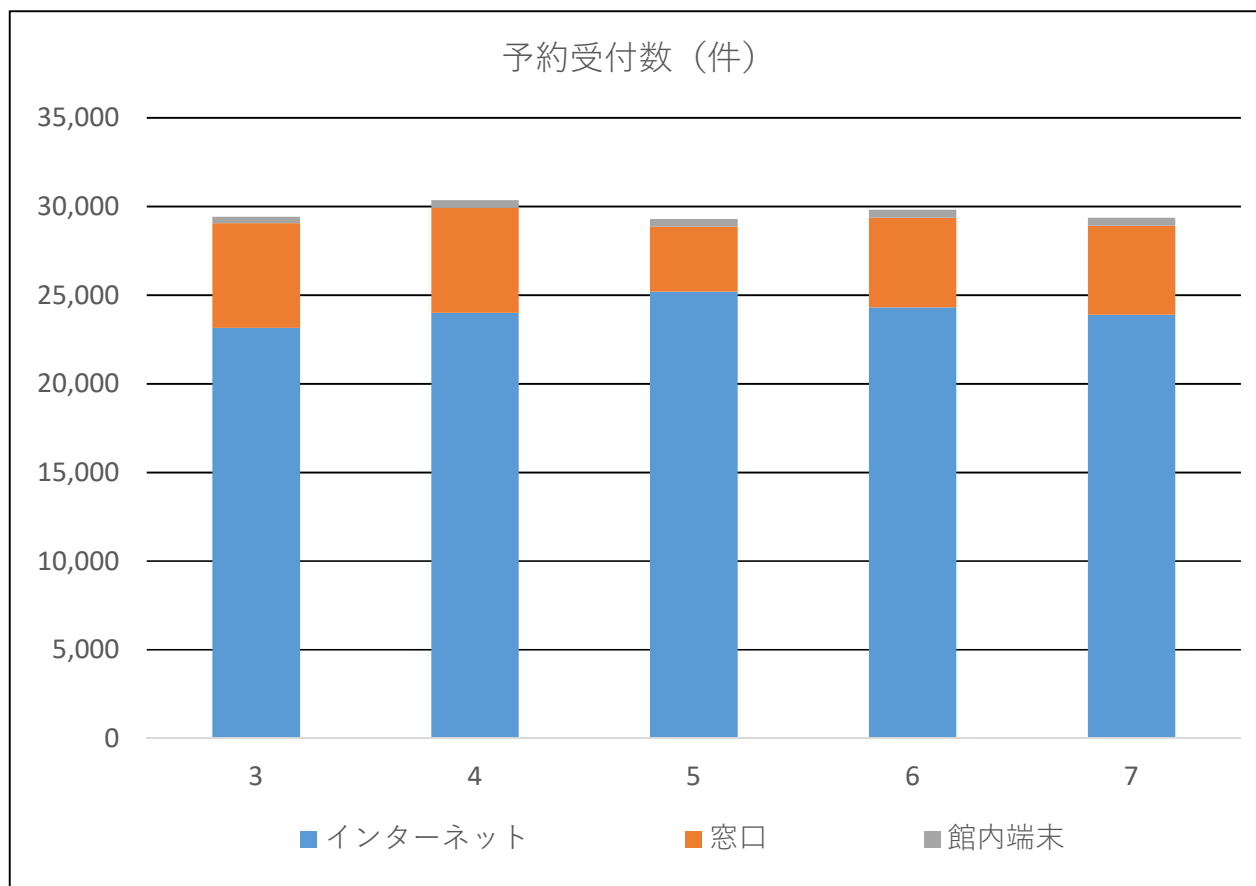
1 貸出の状況

年度	貸出資料数(冊・点)						貸出者数(人)			
	一般図書	児童図書	雑誌	聴覚資料	他館借用	合計	一般	児童	団体	合計
3	149,156	134,985	10,310	11,194	1,618	307,263	74,662	10,526	358	85,546
4	145,460	129,073	9,391	9,546	1,471	294,941	74,498	9,788	378	84,664
5	144,890	126,324	8,859	8,724	1,227	290,024	75,669	9,760	492	85,921
6	135,162	120,864	8,156	8,417	1,529	274,128	73,808	9,820	475	84,103
7	126,935	112,745	7,773	7,421	1,389	256,263	71,418	9,602	457	81,477



2 予約の状況

年度	予約受付数(件)			
	インターネット	窓口	館内端末	合計
3	23,155	5,911	365	29,431
4	24,011	5,925	431	30,367
5	25,210	3,641	465	29,316
6	24,332	5,048	443	29,823
7	23,910	5,015	449	29,374



3 電子書籍サービス「向日市どこでも図書館」の利用状況

年度	貸出回数			読み放題コンテンツ閲覧回数				ログイン 実利用者 数	回数
	一般図書	児童図書	オーディオブック	合計	一般図書	児童図書	合計		
6	804	5	4	813	513	386	899	629	3944
7	1593	65	26	1684	267	469	736	725	6713

天文館 年間入館者数について（報告）

令和8年7月6日

天 文 館

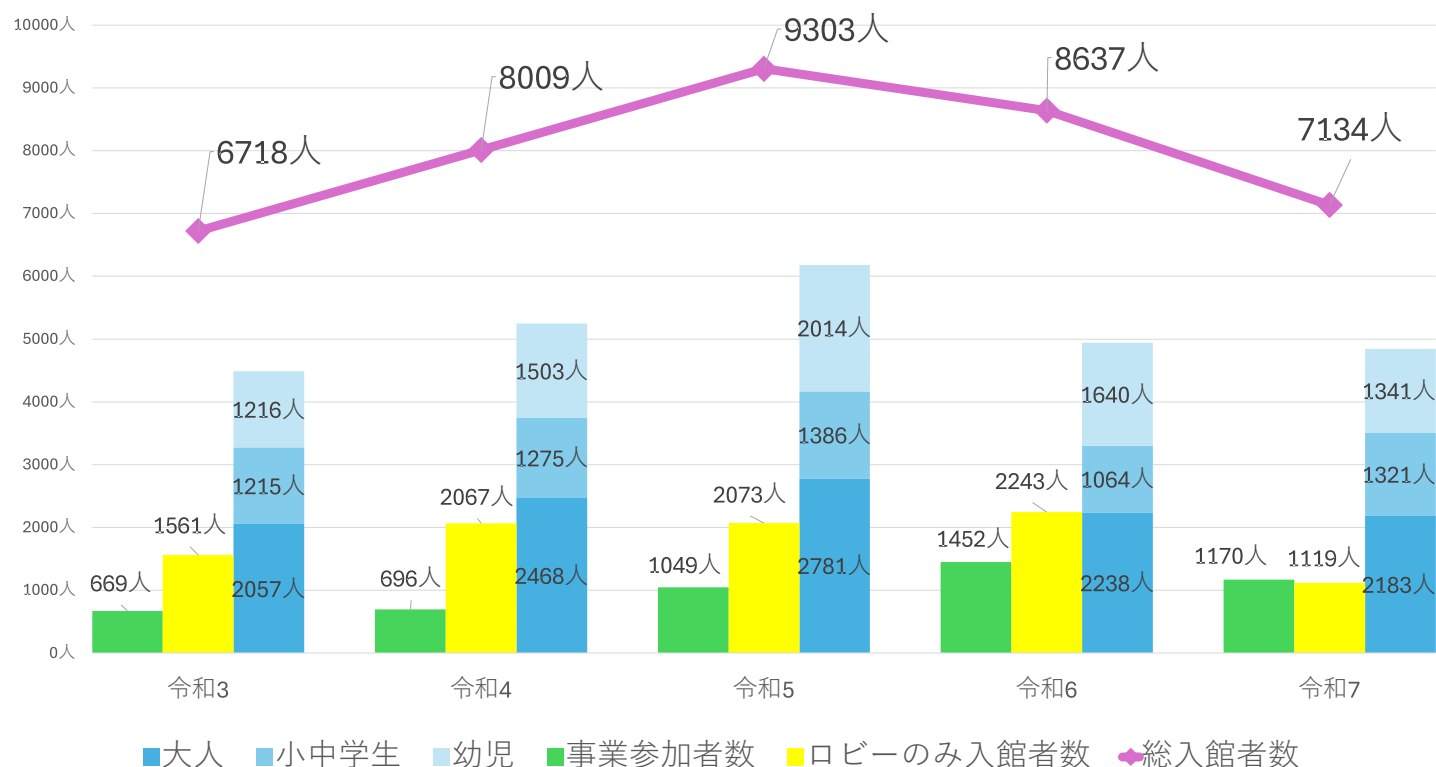
<天文館事業参加数>

	スターウォッチング in 朝堂院		特別企画 (七夕コンサート・ 熟睡プラネタリウム他)		特別観望会 中秋の名月・金星他		天文講座・教室・出前 講座		定例観望会（第3土曜 日）		合計
	(回)	(人)	(回)	(人)	(回)	(人)	(回)	(人)	(回)	(人)	(人)
令和3年度	0	0	5	170	5	51	19	285	9	163	669
令和4年度	0	0	10	214	4	83	15	194	12	205	696
令和5年度	1	60	8	397	7	154	15	178	12	320	1,109
令和6年度	0	0	6	229	4	68	34	865	11	290	1,452
令和7年度	0	0	7	144	4	124	27	688	7	214	1,170

<プラネタリウム事業観覧者数、ロビー入館者数、総入館者数など>

	観覧者数（人）				ロビーのみ入館者数 （人）	事業参加者数 （人）	総入館者数 （人）
	大人	小中学生	幼児	合計			
令和3年度	2,057	1,215	1,216	4,488	1,561	669	6,718
令和4年度	2,468	1,275	1,503	5,246	2,067	696	8,009
令和5年度	2,781	1,386	2,014	6,181	2,073	1,049	9,303
令和6年度	2,238	1,064	1,640	4,942	2,243	1,452	8,637
令和7年度	2,183	1,321	1,341	4,845	1,119	1,170	7,134

入館者数の推移



年間入館者数について（報告）

令和8年7月6日

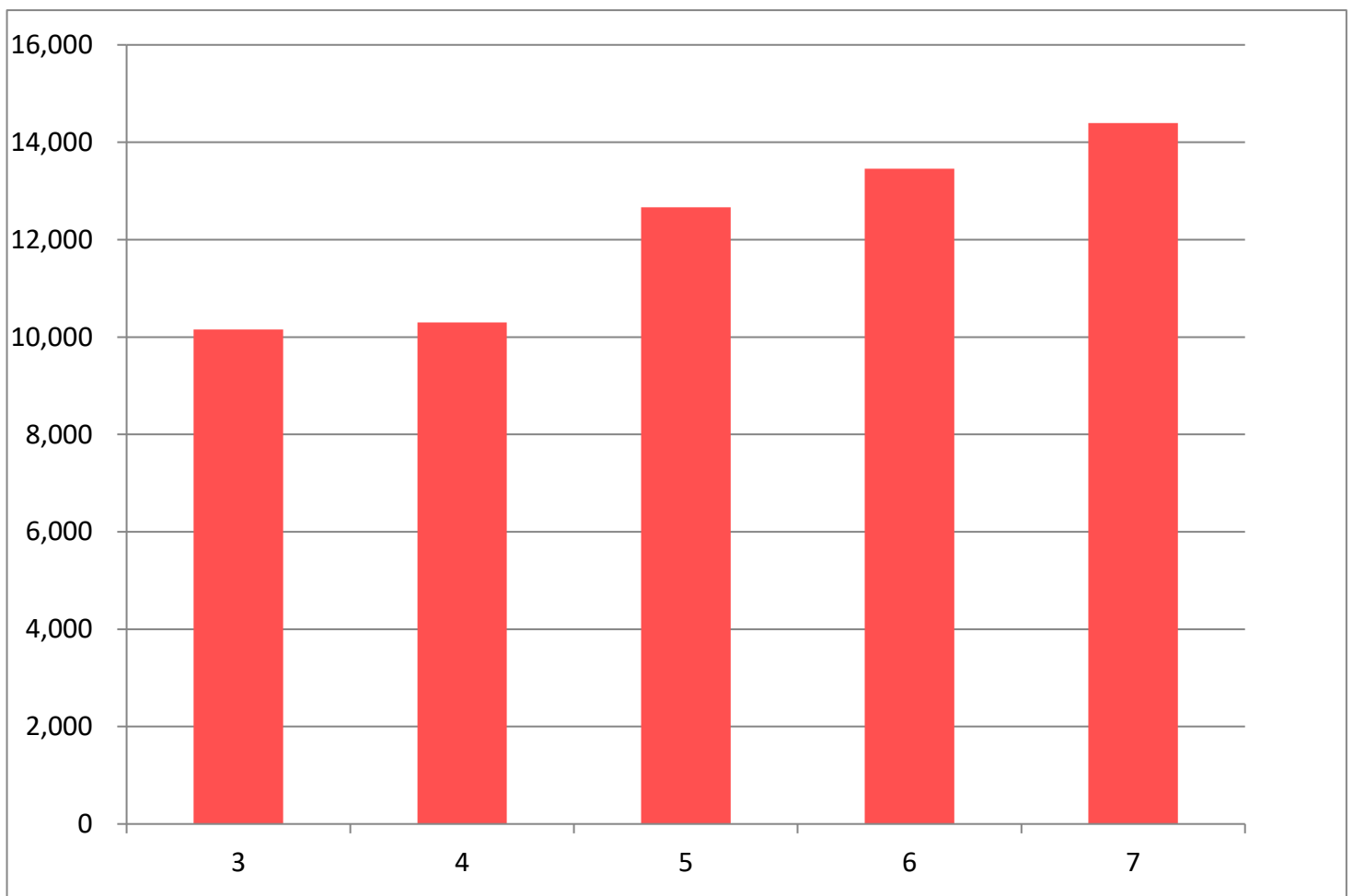
文化資料館

向日市文化資料館 年度別入館者数

年度	入館者数	開館日数	1日平均
3	10,156	282	36
4	10,298	295	35
5	12,666	297	43
6	13,455	294	46
7	14,396	295	49
合計	60,971	1,463	42

※令和3年度(2021)は、4/25～5/11臨時休館（新型コロナウイルス感染拡大防止のため）

※令和2年度(2020)から入館者カードの記入を廃止し、目視による入館者数の集計に変更

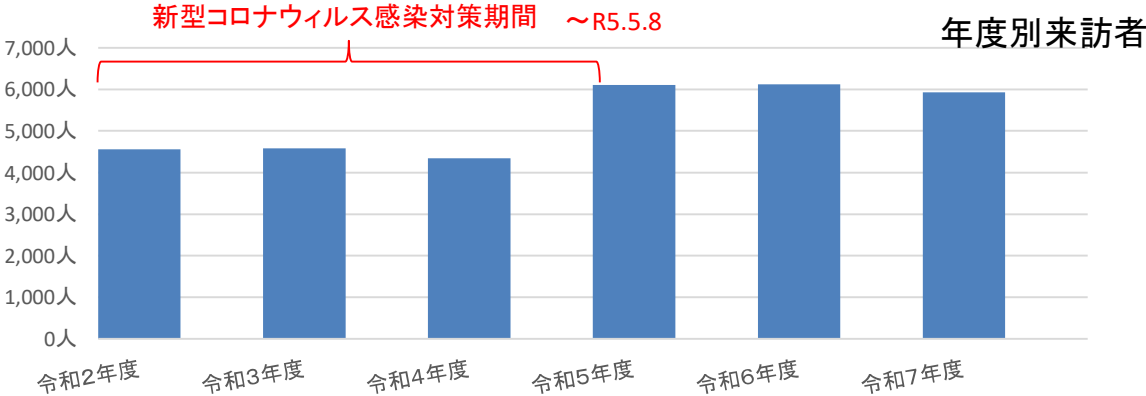


令和 7 年度文化財活用（入館者数等）

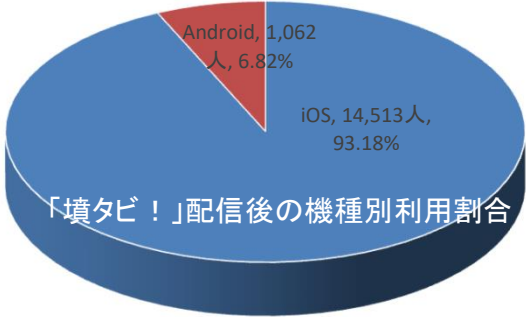
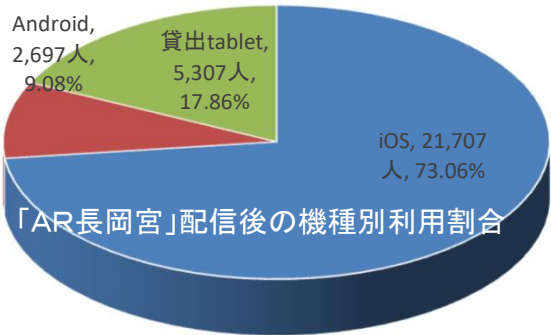
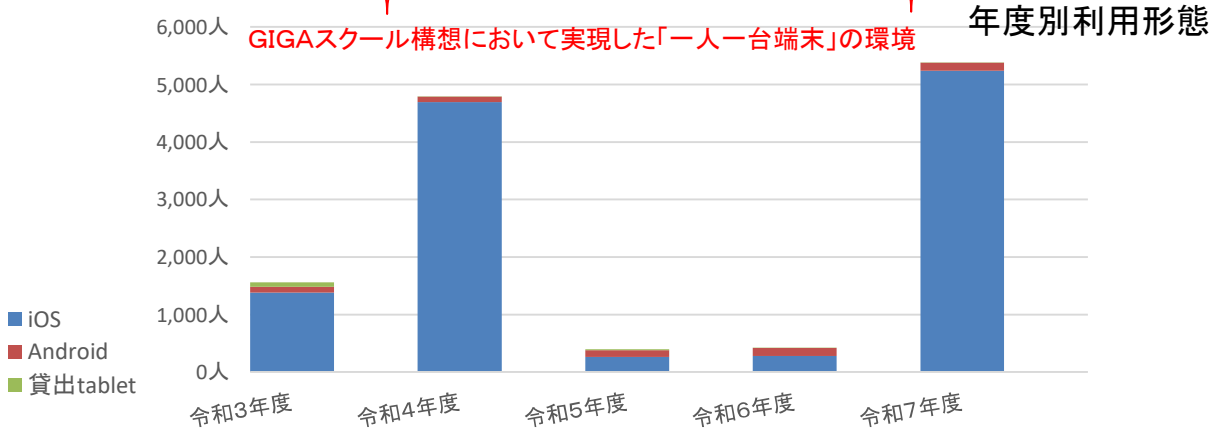
令和 8 年 7 月 6 日
文 教 課

史跡長岡宮跡(朝堂院公園) 来訪者年度別集計							
年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	平成22年6月22日 開園
人 数	4,560人	4,578人	4,347人	6,106人	6,118人	5,937人	令和 7 年度末 104,486人
開園 日数	315日	340日	357日	359日	354日	353日	累計 16.8人

(1 日平均)



復元体感アプリケーション「AR長岡宮」利用者年度別集計							
機種/年度	令和 2 年度以前	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	平成26年 3 月末 配信
iOS	9,859人	1,380人	4,693人	262人	278人	5,235人	21,707人
Android	2,100人	102人	94人	119人	140人	142人	2,697人
貸出tablet	5,191人	78人	6人	16人	5人	11人	5,307人
計	17,150人	1,560人	4,793人	397人	423人	5,388人	29,711人



GIGAスクール構想において実現した「一人一台端末」の環境

復元体感アプリケーション「墳タビ！物集女車塚古墳」利用者年度別集計							
機種/年度	令和 2 年度以前	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	平成29年 3 月末 配信
iOS	4,003人	598人	4,587人	119人	111人	5,095人	計 14,513人 割合 93.18%
Android	783人	47人	41人	65人	75人	51人	1,062人 6.82%
計	4,786人	645人	4,628人	184人	186人	5,146人	15,575人

令和8年度 物集女車塚古墳石室一般公開について(報告)

令和8年7月6日
文教課

下記のとおり報告します。

記

- 1

期 間

令和8年5月22日(金)・23日(土)・24日(日)
29日(金)・30日(土)・31日(日)
6月5日(金)・6日(土)・7日(日)

各日 午前10時～正午、午後1時15分～4時30分
- 2

場 所

物集女町南条1-1、史跡乙訓古墳群物集女車塚古墳
- 3

内 容

史跡乙訓古墳群のひとつ、物集女車塚古墳の横穴式石室を公開。
石室内での解説や「墳タビ！物集女車塚古墳」アプリを活用した案内解説。
- 4

参加人数

617人(予約数 582人) ※前年度から150人増

見学者数 (単位:人)

	向日市			京都府下			その他			合計		
	予約有	予約無	計	予約有	予約無	計	予約有	予約無	計	予約有	予約無	計
5月22日(金)	6		6	30		30	16	1	17	52	1	53
5月23日(土)	26	3	29	22	1	23	24	1	25	72	5	77
5月24日(日)	22	3	25	23	2	25	27	2	29	72	7	79
5月29日(金)	7		7	33	3	36	14	1	15	54	4	58
5月30日(土)	18	2	20	29	1	30	22		22	69	3	72
5月31日(日)	8	8	16	31	1	32	23	1	24	62	10	72
6月5日(金)	4		4	21	1	22	30		30	55	1	56
6月6日(土)	8		8	37		37	30	3	33	75	3	78
6月7日(日)	7		7	49	1	50	15		15	71	1	72
合計	106	16	122	275	10	285	201	9	210	582	35	617

○昨年度との変更点

1. 開催期間の変更

5月の下旬から6月上旬にかけての9日間連続開催を、金・土・日週末開催×3回に変更した。
土日の公開日数を増やすことにより、より多くの方の見学機会を設けた。

2. 情報のリリース時期の前倒し

ホームページでの告知、チラシ・ポスター配布を4月中旬から実施した。

物集女車塚古墳石室一般公開 案内解説風景

